

Vol.46

今回は 法人税

相談事例  
紹介

# 会員相談室

相談委員 小池 敏範 (渋谷支部)



電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



## 請求額が確定していない場合の 工事収入、外注費の見積計上

質問

A社（3月末決算）は、元請先の社長宅の外構工事の依頼を受け、元請先の現場監督から工事代金500万円で請負う旨の要請があったが、要請金額では無理と返答し、正式な工事代金は後日協議の上、決定することで受注し工事請負契約書は締結しなかった。基礎工事はA社の下請業者に依頼し、その工事が完了後にA社の外構工事が当期中に完了した。

工事完了前の当期中に工事代金750万円の見積書を提出したが、工事に瑕疵があるから代金は全額支払わない旨の内容証明郵便が翌期の4月に入って送付されて来た。

請求書は未だ発行していないが、工事収入を計上すべきか。また、下請業者からも請求書の交付を受けていない（見積書は工事代金300万円となっている。）が、工事収入を計上した場合に外注費の計上は可能か。

なお、元請先は一部の下請先に対して下請工事代金の値引きや無償工事を求めることが少なくない。

回答

請負契約の内容が本事例のような建設工事の場合は、工事が完了した日の属する事業年度で工事収入を計上すべきである。本事例の場合は、工事の発注先が工事の内容に瑕疵があるとして支払いを拒絶している事実があるが、工事に瑕疵があるかどうかは法的な手続き等によって確定することになり、期末現在はその瑕疵の有無は確定していないと判断すべきで、この事実をもって工事収入の計上を見合わせることはできない。計上すべき工事収入は、相手方に提示した見積書の金額の750万円となる。なお、一方の下請工事代金は、下請業者から提示を受けた見積書の金額300万円で外注費の見積計上が認められる。

検討

### 1 工事収入の見積計上

請負契約の内容が建設工事等を行うことを目的とするものであるときは、その建設工事等の引渡しの日がいつであるかについては、例えば作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該建設工事等の種類及び性質、契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によることとされている（法基通2-1-6）。

本事例の場合は、工事内容について発注先が完成度を検収するような慣行はないようなので、これらのうち作業を結了した日、つまりA社の外構工事が完了した日に引渡しがあったとし、その日の属する事業年度で工事収入を収益に計上するのが一般的である。

ところで、元請先とその社長が工事内容に瑕疵があることを理由として、工事代金の全額の支払いを拒絶しているとのことであるが、これは相手先が一方的に判断していることであって、工事内容に瑕疵があるかどうかは、当事者間で事実内容を確認した上で瑕疵の度合い及び補償について合意する、といった方法で確定するものである。

相談者の説明によると、元請先は下請先に対して下請工事代金の値引きや無償工事を求めることが少なくなく、本事例もその一つで、A社は工事に一部のミスがあったことは認めるとしても、相手先が指

摘している工事内容の大きな瑕疵はないと認識している。

以上のことから、A社が元請先の社長から請負った外構工事の工事収入は、当期の収益に計上することになる。

なお、相手先からクレームがあったことにより請求書を発行していないので、期末現在で工事代金が確定していないことになる。

これについては、当該事業年度において完成して引き渡した建設工事等に係る工事代金の額が当該事業年度終了の日までに確定していない場合は、同日の現況によりその金額を適正に見積り、その後確定した工事代金の額が見積額と異なるときは、その差額は、その確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入するとされている（法基通2-1-4、2-1-7）。

したがって、本事例も工事収入の見積額を当期の収益に計上することになるが、通常であれば、相手方に提示した見積書に記載された750万円で計上することになる。ただし、工事ミスとして認めた部分の値引額を合理的に計算することができるのであれば、750万円からその値引額を減額した残額を計上することも認められよう。

### 2 外注費の見積計上と翌期以降の対応

一方、A社の下請先の行った基礎工事であるが、この工事に係る工事収入を計上する限りは、工事原価に計上することができる。

これについては、すでに工事の完成した建設請負等について工事代金の額が確定していないとしてその見積額を収益計上した場合には、収益費用対応の見地から、その売上原価等が確定していなくとも、期末日の現況によりその金額を適正に見積って原価等に計上することとされている（法基通2-2-1）。本事例の場合は、期末までに請求書の交付を受けていないが、下請業者の基礎工事が期末までに完了しており、見積書が交付されているので、その見積書に記載された300万円で当期の外注費に計上することになる。この場合、工事ミスの責任がその下請業者にあるのであれば、それによる値引額を合理的に計算して減額する必要がある。

ところで、A社の翌期以降の工事代金の処理であるが、工事内容に瑕疵があるかどうかを確定することが先決である。当事者同士で瑕疵の度合いを協議し、その上で工事代金（請求金額）を確定することである。もちろん、この確定額は合理的なものでなければならぬ。この場合は、当初の見積額と確定額の差額をその確定した事業年度の損金の額に算入することになる。

（注）上記の協議をすることなく、A社が一方的に、例えば750万円と請求すべき金額を確定して請求書を発行した場合に、元請先の支払がなければそれが売掛債権として残ることになる。A社と元請先の力関係、今後も取引を続けていく希望があれば、A社が一方的に工事代金の請求することは現実的ではない。



## 従業員の定期給与の期首の月からの改定と役員1人のみの事前確定届出給与

質問

当社（3月末1年決算法人）は、毎年4月に臨時株主総会を開催し、そこで役員報酬の据置又は改定の決議をし、改定を決議した

場合は、当該4月の支給分から改定後の支給額を支給している。定期同額給与の取扱いにおいてこの支給形態は問題があるか。また、この度、功労のあった役員1人のみに役員賞与を支給することを決議し、所定の届出期限までに事前確定届出の手続きをする予定であるが、これが事前確定届出給与として認められるか。

回答

期首の月から期末の月までの支給額が同額なので、法人税法第34条第1項第1号に規定する「その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの」に該当する。したがって、定期同額給与に当たり、原則として損金の額に算入される。一方、役員1人のみに支給することとなる役員賞与であるが、所定の事前確定届出の手続きを経れば、原則として損金の額に算入される事前確定届出給与に該当する。

### 1 定期同額給与の範囲

原則として損金の額に算入される「定期同額給与」とは、その支給時期が1ヶ月以下の一定の期間ごとである給与（定期給与）で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものをいう（法法34①一）とされており、これが定期同額給与の定義である。また、給与改定があった場合に定期同額給与の範囲に含まれるものが法人税法施行令第69条第1項第1号に、経済的利益の供与については同2号にそれぞれ定められている。

ところで本事例であるが、毎年期首の月の4月に開催した臨時株主総会で定期給与の改定の決議をし、同月から改定後の支給を開始しているとのことである。一見すると、改定が認められる『当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3ヶ月経過等までにされた定期給与の改定』のケースに該当し、定期同額給与に該当すると判断しがちであるが、その事業年度を通じて毎月の支給時期における支給額が同額なのでもとも定期同額給与の定義に該当すると解釈すべきである。なお、本来の役員の職務執行期間は、定時株主総会から翌年の定時株主総会までの約1年間をいうのが一般的なもので、本事例のように期首の月の臨時株主総会で定期給与の改定を決議した場合は、その後の同じ年に開催される定時株主総会で、その支給額を据え置く旨の確定決議をしておくべきである。

### 2 役員1人のみの事前確定届出給与

法人税法第34条第1項第2号では、事前確定届出給与の範囲について「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与」と規定している。

「その役員の」という規定ぶりから判断すれば、事前確定届出給与は個々の役員に係る給与を示しているもので、事前確定届出は個々の役員ごとに行うエントリー制度であるということである。

したがって、複数の役員のうちの一人のみでも、所定の届出手続きをすれば事前確定届出給与に該当することになる。

注) 内容は、平成24年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。